

宇部市における不登校児童生徒が通う民間施設についてのガイドライン

このガイドラインは、宇部市フリースクール等利用支援補助金の交付にあたり、不登校児童生徒が利用する民間施設が、宇部市が運営する「ふれあい教室」と同等程度の学習活動や教育相談などの支援を行える施設であることを判断するため、宇部市フリースクール等利用支援補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、その指針を定めるものである。

1 実施主体について

法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有している民間事業者であること。

2 事業運営の在り方と透明性の確保について

- (1) 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- (2) 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

3 所在地・支援形態について

- (1) 所在地：市内から通学可能な範囲にあること。
- (2) 支援形態：学校の授業時間内に児童生徒の受け入れが可能であり、学習活動・教育相談・体験活動について、児童生徒と対面での実施が可能であること。
なお、体験活動については、本市が実施する「出張ふれあい教室」などを活用すれば、自団体で実施していない場合でも要件を満たしているとみなす。

4 指導・相談等支援の在り方について

- (1) 児童生徒に寄り添い、人権を尊重した人間味のある温かい指導や相談が行われていること。
- (2) 児童生徒の個々の状況に応じた学習指導が計画的に行われていること。
- (3) 不登校には、心理的、情緒的、身体的、社会的要因や背景などにより、様々な態様があることから、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- (4) 義務教育制度を前提とした指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ、現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な指導や相談が行われていること。
- (5) 児童生徒の学習支援や進路の状況等について、保護者等に情報提供がなされて

いること。

(6) 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

5 スタッフについて

- (1) 指導・相談等を行うスタッフは、児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その支援に熱意を有していること。
- (2) 適切な学習指導を行うために必要な、教員免許を有するスタッフが適切に配置されていること。
- (3) 専門的なカウンセリング等の方法により相談を行う場合には、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を有する臨床心理士等の資格所持者がスタッフとして支援にあたっていること。また、専門的知識と経験を有するスタッフがいない場合は、大学や医療機関等と連携が図られていること。
- (4) 宿泊による指導を行う施設にあつては、生徒指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を有するスタッフが配置されていること。

6 施設、設備について

- (1) 活動の拠点や責任者の所在及び連絡先が明確にされていること。
- (2) 各施設にあつては、学習、心理療法、面接等の支援活動を行うために必要な設備を有していること。
- (3) 宿泊による指導を行う施設にあつては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な設備を有していること。

7 学校、教育委員会との関係について

プライバシーにも配慮の上、不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を学校及び教育委員会と相互に交換するなど、学校及び教育委員会と十分な連携・協力関係が保たれていること。

8 家庭との関係について

- (1) 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) 宿泊による指導を行う施設にあつては、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。